

令和5年度新規事業の検討状況について

1.重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

①事業内容（予定）

重度の障害があるかたに対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤や職場等における支援を実施します。（通常の障害福祉サービスでは、通勤や職場等における支援については、経済活動にかかる支援であるため対象外となっていることから、制度の狭間に対する支援策として、本事業を実施します。）

②対象者

重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けているかたのうち、民間企業で雇用されているかたもしくは自営業のかたで、通勤や職場における支援が必要なかた。

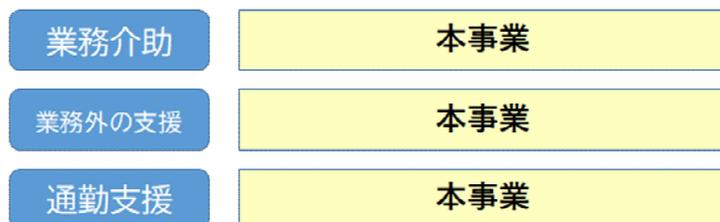
③サービス内容

就労中における支援で独立行政法人高齢・障害・休職者雇用支援機構（JEED）の助成金の対象とならない部分について、支援を行います。（通常利用されている重度訪問介護等のヘルパーを派遣します。）

【民間企業で雇用されているかた】



【自営業のかた】



- 業務介助：文書の朗読・作成・機器操作・入力作業などのサポート
- 業務外の支援：姿勢の調整、喀痰吸引、飲食・排泄などの身体的な介助
- 通勤支援：通勤時の移動支援

2.移動支援（施設ガイド）の拡充について

①事業変更内容（予定）

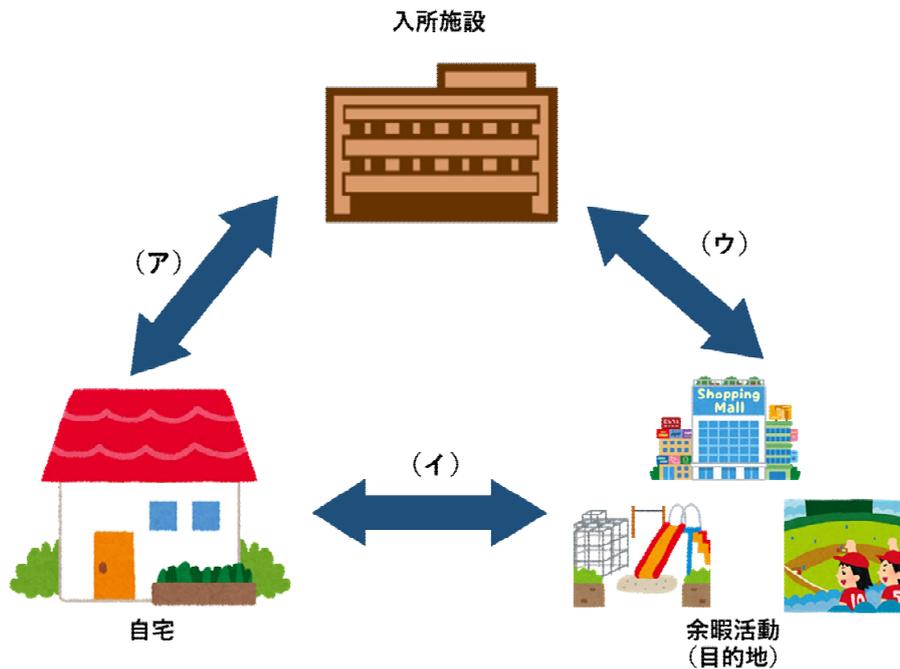
障害者支援施設入所者の外出支援について、帰省時・帰省中の支援だけでなく、現行対象外の「施設発着の外出支援」についても、移動支援のサービスとします。

②対象者

障害者支援施設に入所しているかた

③サービス内容

	現 行	見直し後
(ア) 帰省時の施設と自宅間の移動支援	○	○
(イ) 帰省中の自宅から目的地を経由し、自宅に戻る移動支援	○	○
(ウ) 施設から目的地を経由し、施設に戻る移動支援	×	○



※上記2つのいずれの事業も令和5年度からの事業実施に向けた検討段階であり、正式な事業実施については令和5年3月議会での議決が前提となることにご留意ください。

※各事業の詳細や申請方法などが決まり次第、改めて対象者への周知を行う予定です。